

包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する FAQ文書の概要

みずほ総合研究所
サステナビリティコンサルティング部

2026年8月19日

みずほ銀行

ともに挑む。ともに実る。



FAQ文書の概要

- 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関して、ガイダンス文書と共に公表されたFAQ文書は、欧州委員会に寄せられたPPWRについてよくある質問をまとめた文書である。
- 2026年3月に第1版、2026年8月に第2版が公表されている。詳細は最新版の文書を確認されたい。

(★は8月12日から適用開始)

FAQ文書第2版におけるポイント
(2026年8月公表)

- 8月の更新で新たに明記された、日本の輸出者が把握すべき主な更新ポイントは以下のとおり。

★輸入事業者の義務	EU輸入事業者は日本側製造事業者の適合宣言書、技術文書の取得、表示義務の確認が必要。 日本側はEU輸入事業者が求める書類を準備する義務あり。
★在庫の取扱い	2026年8月12日以前にEU域内で上市済みの在庫品はPPWRに適合していなくても流通・販売等が可能。
★罰則	違反発覚時はまず 是正勧告が成される 。 ただし是正されない場合は 輸入禁止・回収措置へ移行する可能性あり 。
★サプライヤー情報の提供義務	日本の包装メーカーはEU向け製品の製造事業者（輸出食品事業者）に適合性の証明に必要な情報を提供する義務あり。 提供拒否は不可。
★適合宣言書の言語	販売先EU加盟国の言語で作成または翻訳が必要。 複数国向けには各国語版が必要。

FAQ文書第1版におけるポイント
(2026年3月公表)

- 前回（3月）から変更されていない主なポイントは以下のとおり。

★PFAS規制	今年8月12日以降に上市するものについて、 総フッ素含有量50ppm未満等にする必要。
★適合宣言書の整備	今年8月12日以降に上市するものについて、 製造事業者（包装済み製品を製造する事業者）が適合宣言書を作成
プラスチック再生材含有率（2030年～）	PET製飲料ボトル：30％以上 食品接触プラスチック：10％以上 等
★EPR（拡大生産者責任）登録	自社ブランドで輸出する場合、輸出先EU各加盟国のEPR登録簿への登録が必要。 EU現地に授權代理人を設置することで対応可能。 初回報告期限：2030年6月1日
リサイクル可能な包装	包装における リサイクル可能な割合を、2030年70%以上、2038年80%以上にする必要。

出所：European Commission: Directorate-General for Environment, Packaging and Packaging Waste Regulation (PPWR) – Frequently asked questions, Publications Office of the European Union, 2026, <https://data.europa.eu/doi/10.2779/4868962>